

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年8月24日(水)午後3時から午後3時40分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター第3会議室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	9番	今井睦子	委員
10番	石田利之	委員	11番	大木丈雄	委員
12番	伊藤栄治	委員	13番	椎名正和	委員
14番	山崎幸治	委員	15番	伊藤喜信	委員
16番	久古浩二	委員	17番	大木寛	委員
18番	渡邊弘仁	委員	19番	熱田幸子	委員
20番	川口京子	委員	21番	太田忠治	委員
22番	菱木信治	委員	23番	大木一夫	委員
24番	石井敏雄	委員	25番	椎名勝英	委員
26番	鈴木正夫	委員	27番	伊藤定夫	委員

4 欠席委員(1名)

8番 郡司武幸 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
6件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について  
1件

議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積計画(案)について  
(別冊)

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局員3名

(産業振興課)

職員1名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成28年8月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、1番佐藤正剛委員、2番穴澤久男委員を指名  
いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」の番号4番については、申請者から8月24日付けで事業計画  
再検討のため、申請の取下願いが提出され、同日受理いたしましたので報  
告します。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番は所有権移転に関する件、番号2番及  
び3番は賃借権に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】**

番号1番から3番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

20番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

4番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

13番 　　番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち  
切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。番号4番を除き、事務局から議案の説明  
をお願いします。

【議案第2号、番号4番を除き議案書を基に朗読】

事務局 　　番号1番は、宅地拡張用地として、畑15㎡を譲受け計画するものです。

農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、営農型太陽光発電施設用地として、畑3,719㎡の内3,66㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、貸資材置場用地として、畑492㎡を祖母より譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、専用住宅用地として、畑289㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、進入路用地として、畑103㎡の持分2分の1を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、専用住宅用地として、畑268㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 　番号1番について、申請地を住宅拡張用地とするものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地に営農型太陽光発電施設の設置を計画するものです。事業計画から下部の営農に問題はないと思います。周辺農地への日照、排水等の影響もないと思います。転用目的に問題ありません。

3番 　番号3番について、申請地に貸資材置場を計画するものです。譲受人は譲受人の母が経営する造園会社へ勤務しています。祖母より譲受け勤務する造園会社へ資材置場として貸す計画です。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 　番号5番と6番の譲受人は同一人です。譲受人は現在集合住宅に住んでおり、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に専用住宅の建設と住宅の進入路を計画するものです。農地区分は第2種農地と思われます。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号7番について、譲受人は現在集合住宅に住んでおり手狭となったため、申請地に専用住宅の建設を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号4番を除き、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番については、畑1筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に3番塚本繁雄委員、12番伊藤栄治委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「平成28年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る8月22日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

2 番 本件につきましては、去る8月22日、書類審査会終了後、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催しました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年8月3日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第3次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係2件、対象面積合計14,778㎡、所有権移転関係4件、対象面積合計2,731㎡です。

計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成28年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件  
議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件  
議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)  
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年8月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。